

口腔保健センターの設置について

令和元年6月26日
都市経営戦略会議資料
保健福祉局保健部健康増進課

審議事項

歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な障害者（児）及び要介護高齢者の歯科医療を実現するため、（仮称）さいたま市口腔保健センターを設置してよろしいか御審議いただくもの

1. 口腔保健センターとは

口腔保健センターとは、歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な障害者（児）及び要介護高齢者の歯科医療を実現するために設置するもの

○歯科口腔保健の推進に関する法律 第9条

国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

○さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例 第8条（7）

市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項。

2. 現状

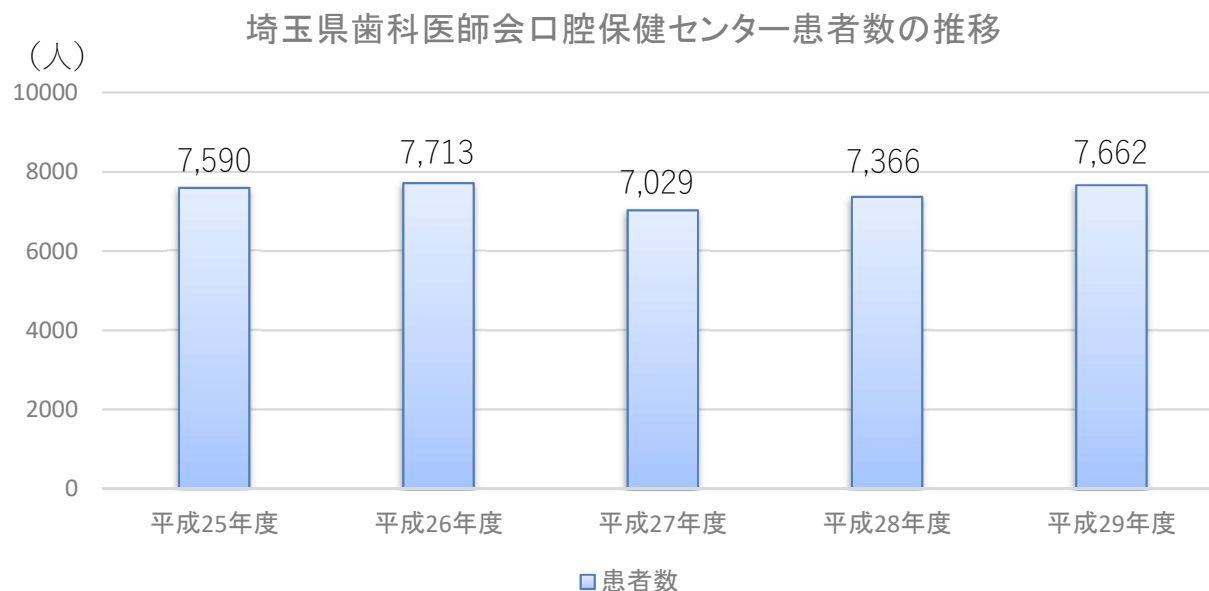


埼玉県歯科医師会口腔保健センター概要

歯科ユニット	7台
診療日	火～土曜日
診療時間	9時～17時
歯科医師	3人
非常勤歯科医師	1人
歯科衛生士	10人
歯科助手	1人
非常勤歯科麻酔医	1人(火～金曜日)
非常勤摂食機能訓練担当歯科医師	2人(各月1日)

- 一部の障害者（児）等の歯科診察については、熟練した人員を要すること、通常診療よりも時間を要すること、待合室での配慮や特殊な設備が必要であること等から、一般歯科診療所では受診が困難な場合がある
- 障害者（児）専門歯科医療機関が県内に6か所あるが、市内には1か所しかなく、需要に対して設置数が少ない状況

2. 現状

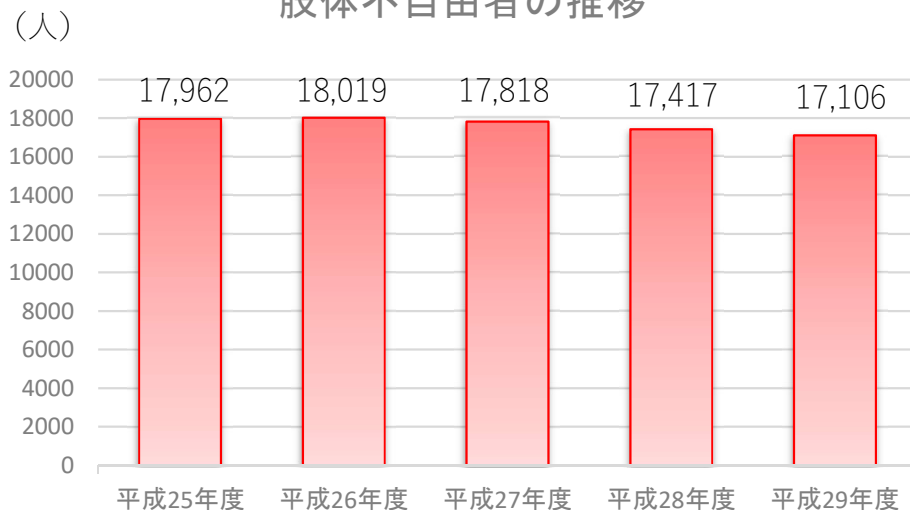


※埼玉県歯科医師会口腔保健センターへの聞き取り調査により作成

- ・市内にある埼玉県歯科医師会口腔保健センターには、年間延べ7,000人以上の患者が受診
- ・平成29年度受診者の内4,817人 (62.9%) がさいたま市民
- ・受診者の内、知的障害・発達障害者 (児) が約6割を占め、残り4割の多くが、脳梗塞等の肢体不自由者 (児) が占める
- ・初診では約3ヵ月、再診では約2ヵ月半、全身麻酔等では約半年の待機が出ている状況

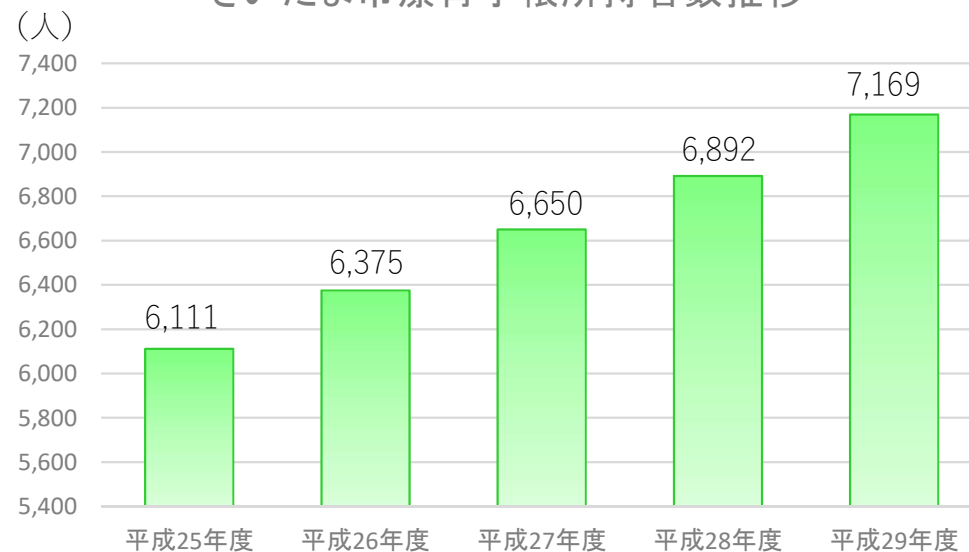
2. 現状

さいたま市身体障害者手帳所持者の内
肢体不自由者の推移



出展：厚生労働省「福祉行政報告例」より作成

さいたま市療育手帳所持者数推移



出典：さいたま市障害者総合支援計画(平成30～32年度)

- ・平成29年度における身体障害者手帳所持者の内、肢体不自由者は**17,106人**、療育手帳所持者は**7,169人**となっており、これらの方々の定期的な受診を確保するための**障害者（児）専門歯科医療機関が必要**
- ・療育手帳所持者については、**増加傾向**にあり**今後の受診ニーズが想定される**

2. 現状

■本市のニーズ

アンケート名	質問項目	結果
障害者（児）施設における 歯科口腔保健状況アンケート調査 （H28 障害福祉課、健康増進課実施）	歯科治療が必要と思われる人の割合 （現在歯科医療機関を利用しているものは除く）	入所施設：26.6% 障害者通所施設：16.4% 障害児通所施設：2.1%
高齢者施設における 歯科口腔保健状況アンケート調査 （H28 高齢福祉課、健康増進課実施）	歯科治療が必要な方の割合 （現在歯科医療機関を利用しているものは除く）	23.8%

上記アンケート結果を踏まえて、以下の想定の下に試算

① 障害者（児）のニーズ	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（児）入所施設520人、障害者通所施設4,254人、障害児通所施設1,610人に対して上記結果の割合だけニーズがあると想定 ・ 一人当たりの受診回数を埼玉県歯科医師会口腔保健センターの平均受診回数4回と想定 	試算結果：3,480人
② 要介護高齢者のニーズ	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施設4,401人に対して上記結果の割合だけニーズがあると想定 ・ 一人当たりの受診回数を年1～2回と想定(平均値1.5回として試算) 	試算結果：1,570人



本市では既に歯科医療機関を利用している者を除き、
年間約5,000人の潜在的なニーズがあると試算

2. 現状

■本市の取組

- ・さいたま市障害者歯科相談医ガイドブック

「障害者歯科相談医」が在籍している市内歯科医療機関情報を掲載したガイドブックを配布

- ・障害がある方への口腔ケア研修会

市内障害者(児)指定事業所職員を対象とした障害者(児)の口腔ケア推進等を目的とした研修会を実施

2. 現状

■本市の取組

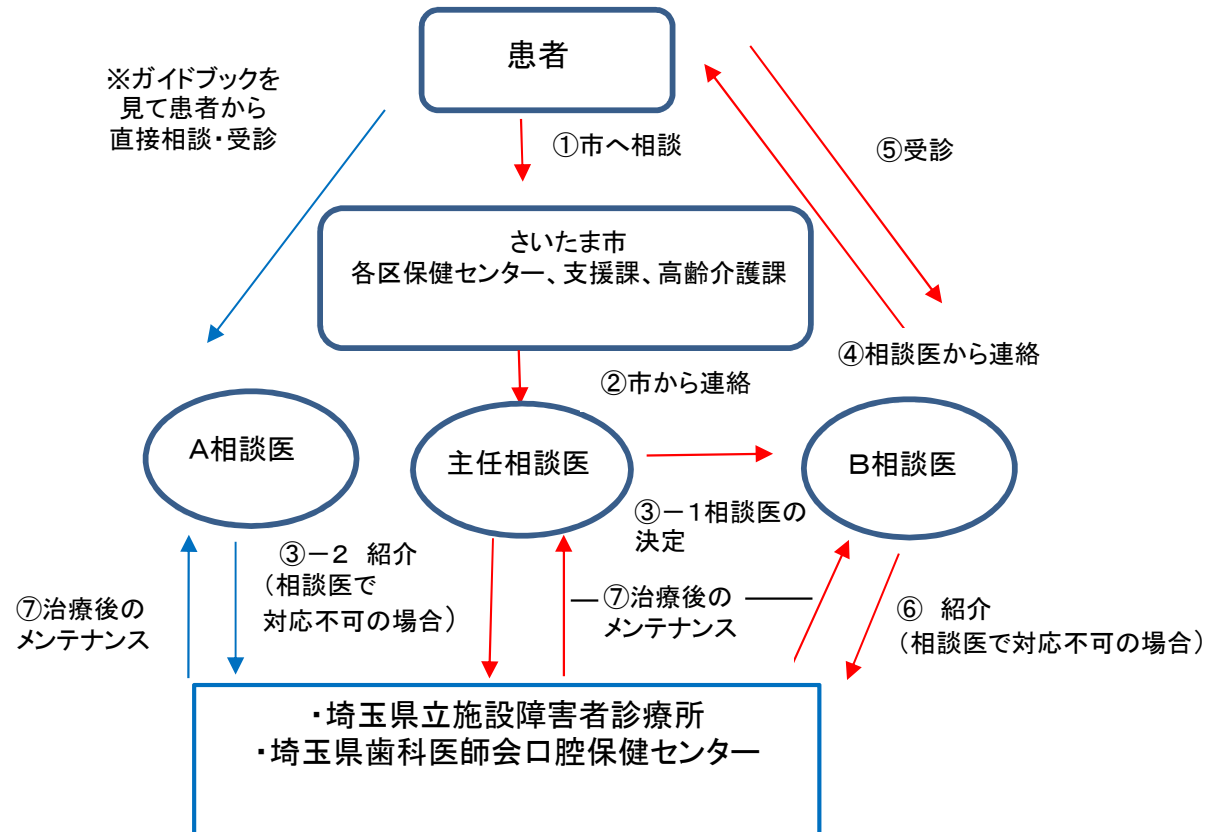
・さいたま市障害者歯科相談医受診連携体制

患者から行政窓口へ歯科相談があった場合、主任歯科相談医が受診希望者の状況を勘案し担当相談医を決定する体制

○「障害者歯科相談医」とは

・平成8年度から埼玉県が障害者歯科医療体制の充実を図るため、埼玉県歯科医師会に委託し、県内の歯科医師に対し実技を中心に研修を行い、その修了者を県が指定したもの

・平成30年度時点で、さいたま市内の障害者歯科相談医は73人であり、各地区(市内7地区)に主任相談医が設定されている



2. 現状

■要望

・市民からの要望

様々な機会において、「待合室や診療室で騒いだり暴れてしまい迷惑をかけるので、近所の歯医者には行きづらい」、「埼玉県歯科医師会口腔保健センターは待機が多く、すぐに治療を受けられない」などの声をいただく

・さいたま市歯科医師会からの要望（平成27年10月1日要望）

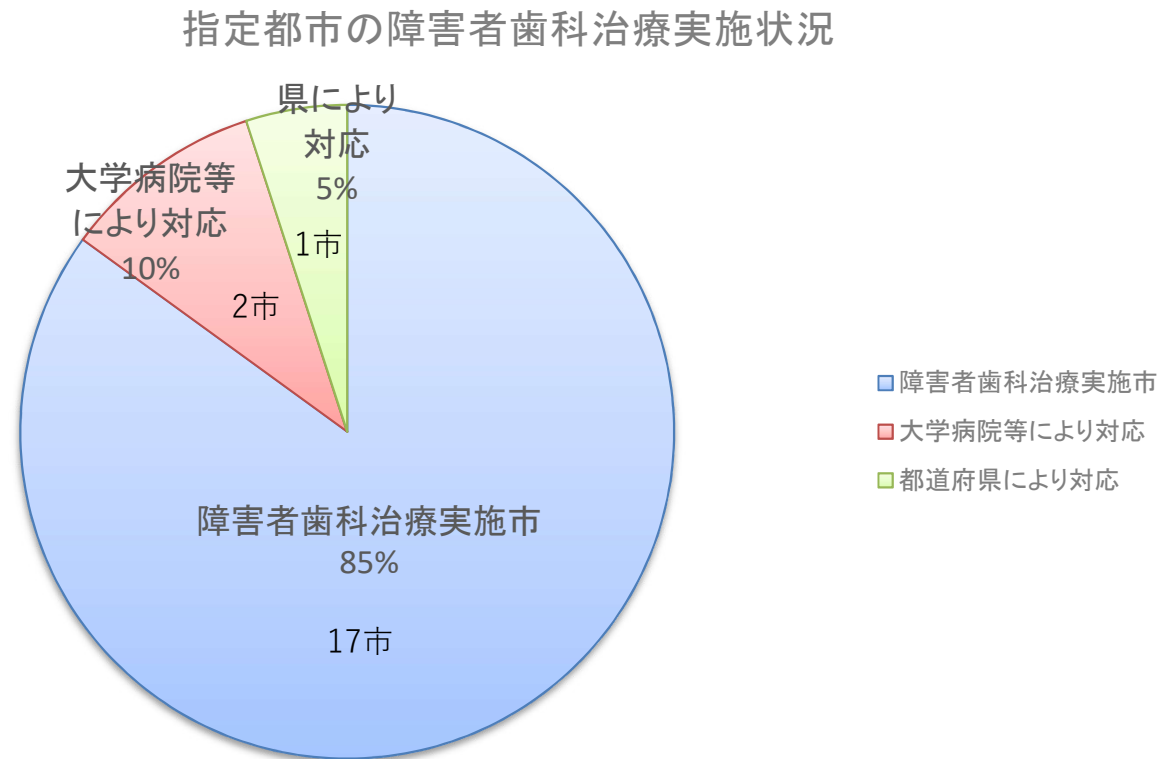
障害者と要介護高齢者に適切な歯科医療を提供するため、口腔保健事業の中心的な役割を担う施設として「（仮称）さいたま市口腔保健センター」の設置が必要

・市議会会派からの要望

平成28～30年度に、次年度予算及び施策に対する要望の中で、**歯科口腔保健センターの設置を求める**要望あり。また、定例会においても、**歯科口腔保健センターの設置を求める**質問あり

2. 現状

■他市の状況



※本市調査により作成

- ・ 指定都市17市が障害者歯科治療を実施している
- ・ 障害者歯科治療を実施していない市は、市内大学病院での対応を実施している指定都市2市とさいたま市のみ

3. 課題

現 状

- ・ 一般歯科診療所では障害者（児）及び要介護高齢者の対応が困難
- ・ 障害者（児）及び要介護高齢者が利用できる専門歯科医療機関が少ない
- ・ 埼玉県歯科医師会口腔保健センターの受診までの待機期間の長期化
- ・ 障害者（児）専門歯科医療機関である口腔保健センターの設置を求める声がある



課 題

専門歯科医療機関が少なく、市内に唯一ある埼玉県歯科医師会口腔保健センターも待機期間が長期化しており、障害者（児）及び要介護高齢者が歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な状況となっている

4. まとめ

■設置による効果

- ・口腔保健センターの設置により、一般歯科診療所での治療が困難な障害者（児）や要介護高齢者が、適切な時期の歯科治療と、定期的な歯科保健サービス（フッ化物塗布等）を受けることができる



障害者(児)や要介護高齢者の歯と口の健康の保持・増進、歯科疾患の予防がなされ、生活の質の向上が期待できる

5. 事業スキーム（案）

①設置主体及び運営主体

- ➔障害者(児)及び要介護高齢者に対する歯科治療施設という専門性や他都市の設置状況を踏まえ、設置主体及び運営主体はさいたま市歯科医師会とする

②設置場所

- ➔場所の検討を行った結果、中央区保健センター管理施設（中央区本町東4-4-3）での設置を希望

③対象者

- ➔障害者（児）及び要介護高齢者を主たる対象とする

④診療日数、診療時間

- ➔他口腔保健センターを参考に、診療日数年間約240日（週5日診療）、診療時間9時～17時を予定

5. 事業スキーム（案）

⑤患者数（1日平均患者数）

➡本市でのニーズの試算や他口腔保健センターの実績をもとに、年間4,800人（1日平均20人程度）と試算

⑥全身麻酔件数

➡他口腔保健センターの実績をもとに、年間120件程度（月10件程度）と試算

⑦スタッフ

➡他口腔保健センターを参考に、常勤歯科医師2人、常勤歯科衛生士5人、常勤歯科助手2人、医療事務1人、受付1人、麻酔医（麻酔実施時のみ）とする

6. さいたま市口腔保健センターの概要（案）

	(仮称) さいたま市口腔保健センター	【参考】埼玉県歯科医師会口腔保健センター
設置主体	さいたま市歯科医師会	埼玉県歯科医師会
運営主体	さいたま市歯科医師会	埼玉県歯科医師会
設置場所	中央区保健センター管理施設 (中央区本町東4-4-3)	彩の国すこやかプラザ 4階
対象者	障害者(児)、要介護高齢者	障害者(児)、要介護高齢者
診療日数	年間約240日(週5日診療)	年間約240日(週5日診療)
診療時間	9:00～17:00(休憩時間含む)	9:00～17:00(休憩時間含む)
患者人数 (1日平均患者数)	年間4,800人程度(1日20人程度)	年間7,662人(1日32人) ※平成29年実績
全身麻酔実施件数 (月平均)	年間120件程度(月10件程度)	年間186件(月約15件程度)
歯科ユニット数	4台(うち全身麻酔用1台)	7台(うち全身麻酔用1台)
スタッフ	常勤歯科医師：2人、常勤歯科衛生士：5人、 常勤歯科助手：2人、 医療事務：1人、受付：1人、 麻酔医：(麻酔実施時のみ)	常勤歯科医師：3人、非常勤歯科医師：3人 常勤歯科衛生士：10人、常勤歯科助手：1人、 非常勤歯科麻酔医：1人
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)及び要介護高齢者歯科診療(全身麻酔対応) ・その他相談等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)及び要介護高齢者歯科診療(全身麻酔対応) ・その他相談等

7. 補助金の支出

■補助金を支出する必要性

- ・一般歯科診療所では障害者（児）及び要介護高齢者の対応が困難
- ・障害者（児）及び要介護高齢者が利用できる専門歯科医療機関が少ない
- ・埼玉県歯科医師会口腔保健センターの受診までの待機期間の長期化
- ・障害者（児）専門歯科医療機関である口腔保健センターの設置を求める声がある

口腔保健センターの設置が必要

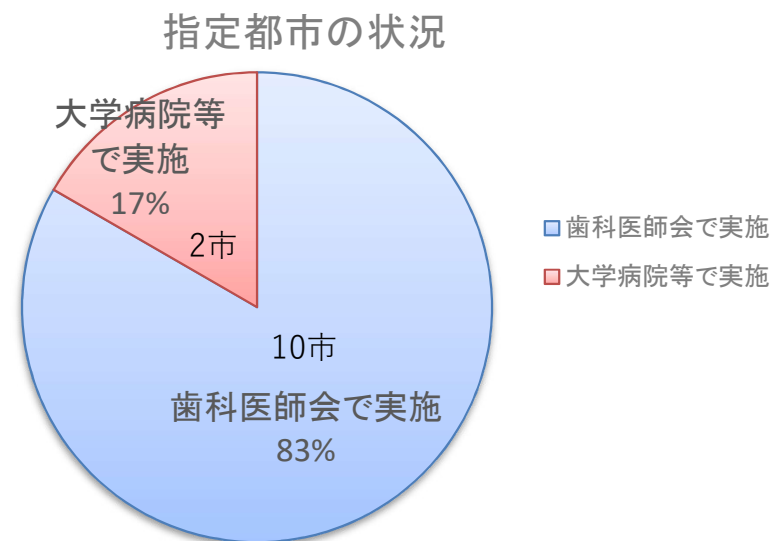
口腔保健センターの設置は公益性の高い事業であり、さいたま市歯科医師会が主体的に取り組むことから、補助金という形でこの事業の持続性を支援していく必要がある

7. 補助金の支出

■補助金額の考え方

【他指定都市の状況】

- ・ 歯科医師会、大学病院等が主体として実施している市は12市あり、そのうち補助を実施している市は10市
- ・ 補助金額については、休日夜間歯科診療や全身麻酔の対応状況により各市ばらつきがある



※本市調査により作成

本市口腔保健センターの運営コストの試算では不足額が発生する見込み

不採算部門である取組を持続的な取組とするため、一般歯科診療との比較から、障害者(児)、要介護高齢者に対する歯科診療という**特殊部分に係る金額を上限**とした補助金額としたい

8. 市の補助金支出の考え方

■イニシャルコスト（想定）

- ・ 歯科機器関係 約50,000千円
- ・ 全身麻酔関係 約33,000千円

合 計 約83,000千円

■ランニングコスト（想定）


（収入）

- ・ 事業収入 約55,000千円

（支出）

- ・ 人件費 約61,000千円
- ・ 事業費 約14,000千円

合 計 約75,000千円



障害者等の歯科治療に必要な特殊部分について補助

※イニシャル、ランニングともにさいたま市歯科医師会により試算

9. 設置場所

■設置場所の検討

・検討の視点

- ①埼玉県歯科医師会口腔保健センターが、浦和区針ヶ谷に位置していることを踏まえ浦和区以外の区による設置を検討
- ②市有施設での設置を検討
- ③設置主体及び運営主体がさいたま市歯科医師会であることを踏まえて検討
- ④障害者（児）及び要介護高齢者の利用施設であることを踏まえて検討

上記を踏まえて検討

・検討結果

- ・上記に適合している施設は**中央区保健センター管理施設**（中央区本町東4-4-3）
 - ①埼玉県歯科医師会口腔保健センターと至近であるが、中央区であること
 - ②市有施設であり現在空きスペースがあること
 - ③休日急患診療所、歯科医師会、医師会などの医療関係機関が多く入所している施設であること
 - ④交通利便性が高く市内どこからでも来訪できること

➡ **中央区保健センター管理施設（中央区本町東4-4-3）での設置を希望**

9. 設置場所

■中央区保健センター管理施設（中央区本町東4-4-3）概要

建築年月日	昭和52年5月1日(築40年)
構造・階層	鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
敷地面積	3492.63㎡
延床面積	3627.47㎡ (1階：1404.71㎡ 2階：855.19㎡ 3階：829.13㎡)
諸設備	給排水設備(受水槽・高架水槽)、受変電設備(高圧受電) 空気調和設備(中央熱源方式)、昇降機設備
駐車場	一般駐車場18台、公用車用駐車場12台
施設管理	中央区保健センター
入居者	与野医師会、与野歯科医師会、与野薬業協同組合
休日急患診療所	与野医師会及び与野歯科医師会により実施
その他	<ul style="list-style-type: none">・耐震補強工事平成25年度実施完了・公共施設マネジメントの予防保全対象施設

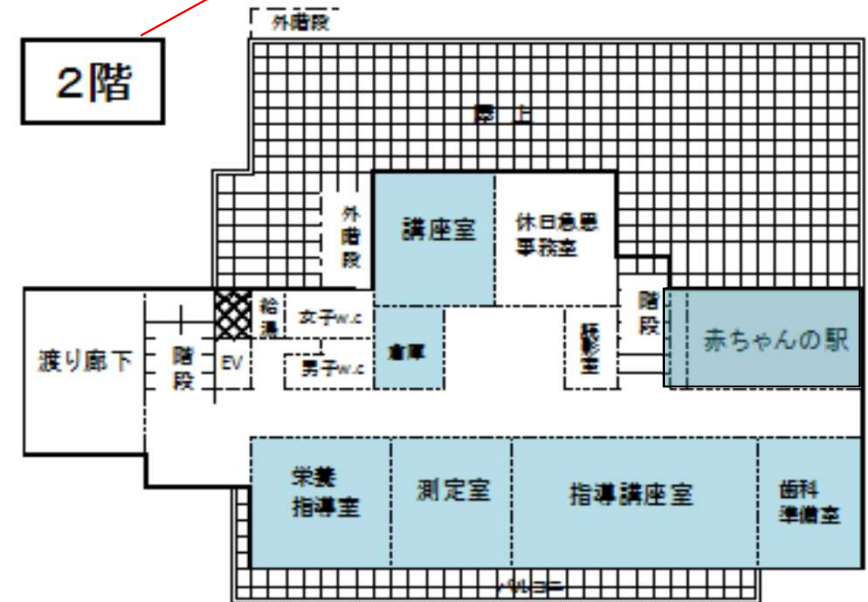
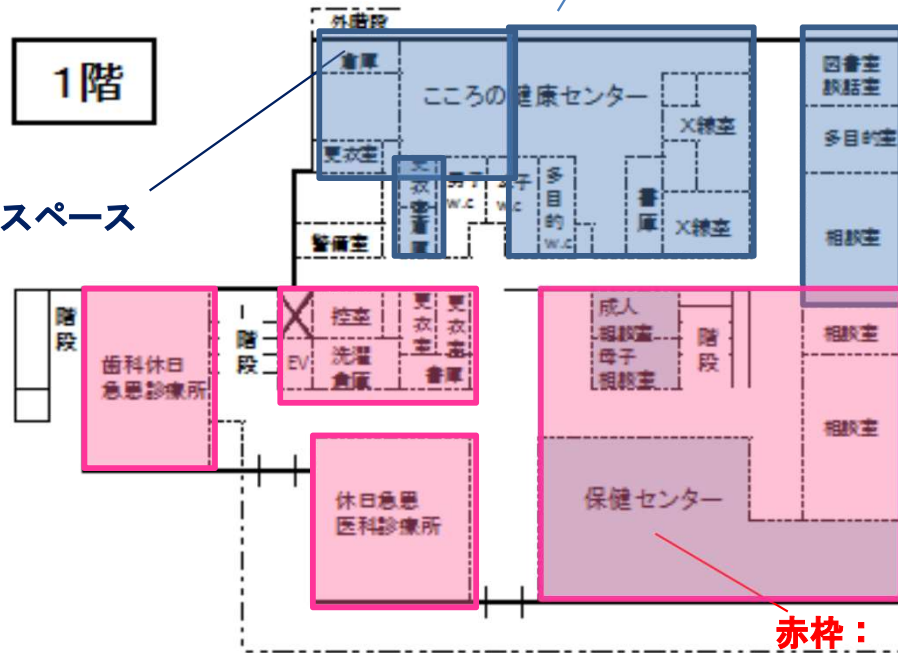
9. 設置場所

■中央区保健センター管理施設概要

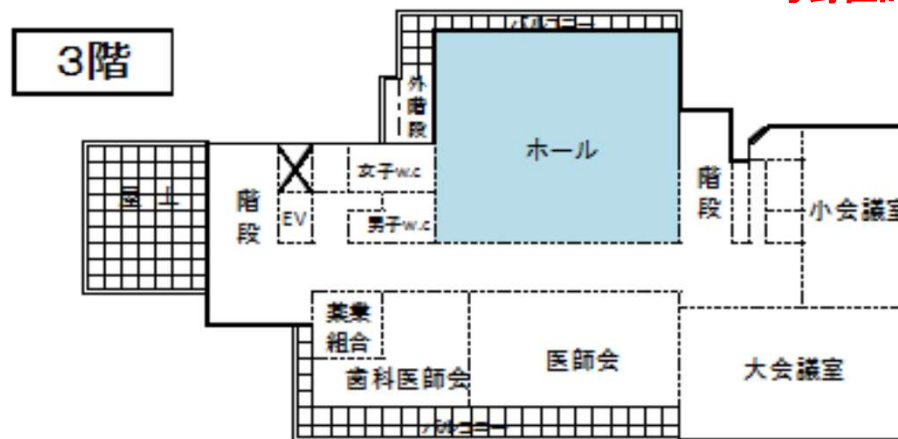
青枠：
口腔保健センター予定面積
1階1404.71㎡のうち約300㎡

水色：活用未定スペース

移転済
現在空きスペース



赤枠：
与野医師会活用予定スペース（保健センター12月移転予定）



9. 設置場所

■中央区保健センター管理施設での設置に向けた調整事項

1. 施設管理

- ➡現在、中央区保健センターが施設管理しているが、口腔保健センターが設置されること、与野医師会、与野歯科医師会等が入所していることから、令和2年度から保健福祉局健康増進課で施設管理を行う

2. 大規模改修工事の期間変更

- ➡口腔保健センター設置の必要性に鑑み、可能な限り従来の大規模改修工事スケジュールを前倒しし、早期設置を目指す














3. 設置に伴う入所者との調整

- ➡口腔保健センター設置に伴い、特に休日急患診療を行っている与野医師会と調整を図り、必要に応じて休日急患診療所スペース拡張も含めた改修を検討する
(与野医師会から休日急患診療所での空きスペースの利用について要望あり)

4. 中央区保健センター管理施設2階部分の利活用の検討

- ➡現在、2階部分が未活用となっており、資産経営課において活用を検討中であるため、改修を進めるにあたっては資産経営課と調整を図り進めていくこととする

10. スケジュール

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設					 供用開始
改修・修繕工事					
設計業務					
躯体の健全性調査					
アスベスト分析調査					
さいたま市歯科医師会との調整	 人材確保	 設計に関する調整	 開設に向けた検討	 運営開始	
与野医師会との調整		 設計に関する調整	 工事中の対応に関する調整		
2階部分の検討	 検討				
中央区保健センター	 移転				